

中央区 子ども・子育て支援事業計画 (骨子案)

平成26年7月

中 央 区

目次

1. 計画の概要.....	1
(1) 計画策定の経緯.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 他の計画との関係.....	2
(4) 計画の期間.....	2
(5) 計画の策定体制.....	2
(6) 調査の実施.....	2
2. 計画の基本方針.....	3
(1) 子ども・子育て支援法の目的・基本理念.....	3
(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針.....	4
(3) 中央区における子育て支援についての基本的な考え方.....	5
(4) 計画の基本方針.....	5
3. 中央区の乳幼児人口・出生状況及び子ども・子育て支援の現状.....	7
(1) 中央区の乳幼児人口・出生状況.....	7
1) 人口の推移.....	7
2) 乳幼児人口の推移.....	7
3) 出生数の推移.....	8
4) 子ども・子育て支援事業計画 人口推計.....	8
(2) 子ども・子育て支援の現状.....	9
1) 教育・保育施設の現状.....	9
2) 地域子ども・子育て支援事業の概要.....	15
4. 子ども・子育て支援の取り組み.....	27
(1) 子ども・子育て支援新制度の概要.....	27
1) 新制度の全体像.....	27
2) 現行制度と新制度の比較.....	28
3) 保育の必要性の認定.....	29
(2) 教育・保育提供区域の設定.....	30
(3) 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出.....	31
1) 量の見込みの算出方法.....	31
(4) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策.....	32
1) 京橋地域.....	32
2) 日本橋地域.....	35
3) 月島地域.....	38

(5)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	41
1)利用者支援に関する事業(利用者支援)	41
2)時間外保育事業(延長保育事業)	42
3)放課後児童健全育成事業	43
4)子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	45
5)幼稚園預かり保育	46
6)一時預かり保育、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	47
7)乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導)	49
8)養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する 支援に資する事業	50
9)地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)	52
10)病児保育事業(病児・病後児保育事業)	53
11)妊婦健康診査	54
(6)幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	55
①教育・保育の一体的提供の考え方	55
5. 子ども・子育て支援に関連する施策の取り組み	57
(1)産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保	57
(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	58
1)児童虐待防止対策	58
2)ひとり親家庭の自立支援の推進	59
3)障害児施策の取組	60
②特別支援教育の推進	61
(3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた支援施策との連携	62
6. 計画の推進	63
(1)計画の進捗状況の管理(実施状況等の点検・評価・計画の見直し)	63
(2)評価指標	63

1. 計画の概要

(1) 計画策定の経緯

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、これからの日本には、子どもを産み、育てやすい社会を目指すことが何よりも重要なことと言えます。

検討中

国においては、平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されるとともに、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定されました。以上の「子ども・子育て関連 3 法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が創設されることとなりました。

子ども・子育て支援法において、区は幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。

本区においても、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度実施に向け、中央区子ども子育て支援事業計画を策定するものとします。

子ども・子育て支援新制度における「子育てをめぐる現状と課題」

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 独身男女の約 9 割が結婚意志を持っており、希望子ども数も 2 人以上
- 家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が量・質ともに不足
- 家族関係社会支出の対 GDP 比の低さ
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小 1 の壁」
- M 字カーブ（30 歳代で低い女性の労働力率）
- 子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条に基づき策定するものです。

(3) 他の計画との関係

本計画は、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画であり、上位計画である「中央区基本計画2013」をはじめ、関連する区の計画等との整合性を図りつつ策定しています。

検討中

(4) 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。



(5) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づき、公募による区民の代表、子育て支援事業者、学識経験者などで構成する「中央区子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

(6) 調査の実施

本計画の策定のため、幼児期の学校教育及び保育の施設、地域の子ども・子育て支援事業等の「需要見込み量」の設定に必要な現在のサービスの利用状況及び今後の利用希望（潜在的ニーズ）等を把握し、計画の基礎資料とするため、以下の調査を行いました。

調査種別	対象者	抽出方法	実施方法	有効回収率
利用希望把握調査 (ニーズ調査)	就学前児童(0~5歳)の保護者	住民基本台帳より計画3地域、年齢、男女比を均等に無作為抽出	郵送による 配布・回収	64.8%
	小学校児童(小1~小6)の保護者			56.6%
ひとり親家庭 実態調査	児童育成手当(育成手当)受給者	悉皆(ただし、利用希望把握調査の対象者として抽出された者を除く。)		54.2%

2. 計画の基本方針

(1) 子ども・子育て支援法の目的・基本理念

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)において、目的および基本理念について以下のように定められています。

(目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）において、子ども・子育て支援の意義について以下のように示されています。

「子ども・子育て支援の意義に関する事項」より

- ◇ 子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。
- ◇ 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。
- ◇ 親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

「子どもの育ち及び子育てをめぐる環境」より

- ◇ 子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要がある。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

「子どもの育ちに関する理念」より

- ◇ 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」より

- ◇ 子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

(3) 中央区における子育て支援についての基本的な考え方

事務局案 別紙のとおり

(4) 計画の基本方針

事務局案 別紙のとおり

3. 中央区の乳幼児人口・出生状況及び子ども・子育て支援の現状

(1) 中央区の乳幼児人口・出生状況

1) 人口の推移

総人口は15年前と比較すると1.7倍の129,349人となっています。

年齢3区分別の人口動向をみると、各区分で人口は増加傾向にあります。近年の30代・40代などの流入に合わせて年少人口が急速に増加しています。

年齢3区分別人口の推移



※各年4月1日現在 中央区「住民基本台帳」

2) 乳幼児人口の推移

0～5歳の乳児人口の推移をみると、10年前と比較すると約2倍の7,883人となっています。平成26年の0歳児は1,597人であり、乳児人口の約20%を占めています。

乳幼児人口の推移



※各年4月1日現在 中央区「住民基本台帳」

3) 出生数の推移

中央区の合計特殊出生率は東京都平均と比較して、平成17年では低い状況ではあるものの、平成18年以降徐々に増加しています。平成22年には東京都平均を超え、平成25年には1.26（概数）となっています。

年間あたりの出生数は、平成18年で1,000人を超え、平成25年には1,694人となっています。平成25年と平成16年とを比較すると2倍以上となっています。

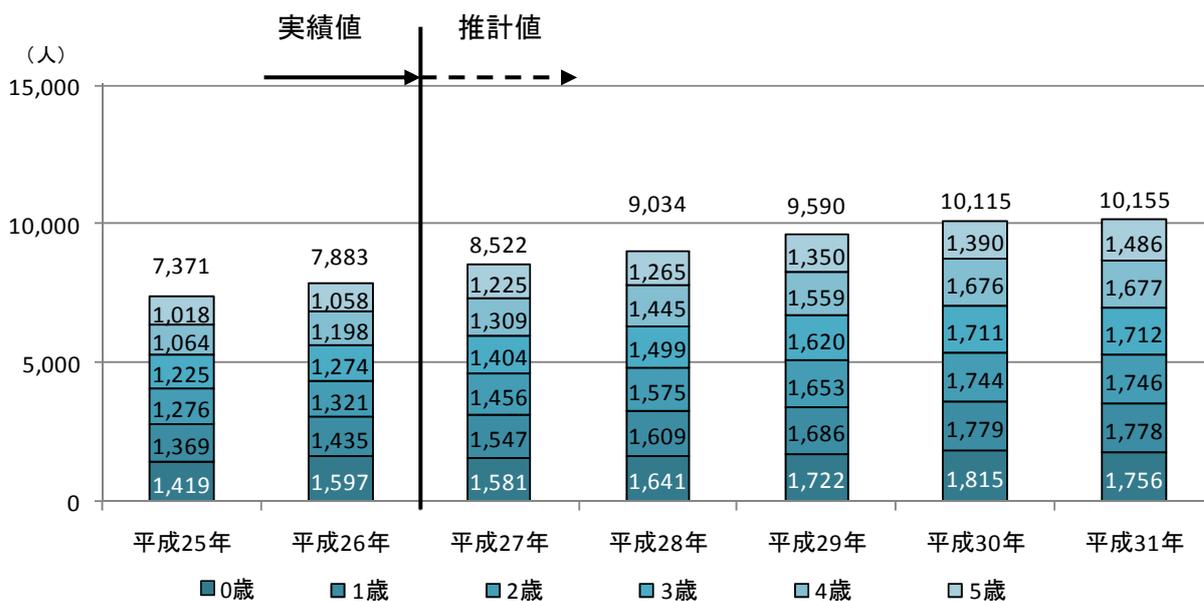
合計特殊出生率・出生数(区)の推移



※平成24年8月以降の出生数は、住基法の一部改正(24.7.9施行)に伴い、外国人住民を含む。
 ※平成24年(2012)人口動態統計(確定数)の概況(厚生労働省)、人口動態統計(東京都)
 ※合計特殊出生率とは、15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

4) 子ども・子育て支援事業計画 人口推計

平成27年以降も増加傾向が続き、平成30年に乳幼児人口は1万人を超えるると推測されます。



(2) 子ども・子育て支援の現状

1) 教育・保育施設の現状

①施設の概要と位置

認可保育所

現在、区内には認可保育所が28カ所、区立認定こども園2カ所が開設されています。さらに、平成26年10月には私立認可保育所2カ所の開設が予定されています。

名称	施設数(備考)
区立認可保育所	14園(うち公設民営3園)
私立認可保育所	14園 (H26.10月に2園開設予定)
区立認定こども園	2園

※認可保育所：児童福祉法第35条第3項に基づき区が設置を届け出た、または、同条第4項に基づき民間事業者が知事の許可を受けて設置した児童福祉施設



認証保育所

現在、区内には17カ所の認証保育所が開設されています。

名称	施設数(備考)
東京都認証保育所	16園
認定こども園	1園(地方裁量型)

※認証保育所：大都市の特性に着目した都独自の基準(認証基準)を満たし、都知事が認証した施設



区立幼稚園

現在、区内には13カ所の区立幼稚園が開設されています。そのうち、3園で16時30分までの預かり保育を実施しています。

名称	施設数(備考)
区立幼稚園	13園
預かり保育実施園	うち3園



事業所内保育施設・院内保育施設・ベビーホテル

現在、企業が設置した主として従業員の子どもの保育を提供する事業所内保育施設が10施設あります。また民間のベビーホテルが10施設、保育士等の資格がある養育者がその自宅等で少人数の子どもの保育をする家庭福祉員（保育ママ）が7名います。

名称	施設数(備考)
事業所内保育施設	10施設 (事業所8、院内2:主として従業員の子どもの保育を提供)
ベビーホテル	10施設 (都や区の認証、認定がないもののうち、午後7時以降の保育、宿泊を伴う保育、時間単位での児童の預かりを行っている施設を指す)
家庭福祉員(保育ママ)	日本橋地域 4名 京橋地域 0名 月島地域 3名

※上記は東京都や区の認証、認可のない施設



②幼稚園・保育所入所状況等

平成22年度と平成26年度を比べると、保育ニーズ率が34.8%から41.9%に上昇しているのに対し、幼稚園入所率は51.6%から43.7%に落ちています。共働きが増え、保育所を希望する人がより増加していることが見てとれます。

幼稚園・保育所入所状況等

各年度4月1日現在(幼稚園は入園式の日現在)

平成22年度

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,271人	1,135人	1,079人	1,027人	892人	794人	6,198人
	2,214人						
保育所等入所者数 B	220人	781人		379人	328人	300人	2,008人
待機児数(新定義) C	20人	106人		19人	5人	2人	152人
小計 D(B+C)	240人	887人		398人	333人	302人	2,160人
保育ニーズ率 D/A	18.9%	40.1%		38.8%	37.3%	38.0%	34.8%
学齢別人口 3歳～5歳 E				1,027人	892人	794人	2,713人
幼稚園入所者数 F	—	—	—	525人	466人	409人	1,400人
入所率 F/E	—	—	—	51.1%	52.2%	51.5%	51.6%

平成23年度

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,361人	1,249人	1,114人	1,068人	1,027人	882人	6,701人
	2,363人						
保育所等入所者数 B	235人	940人		425人	373人	333人	2,306人
待機児数(新定義) C	0人	40人		0人	0人	0人	40人
小計 D(B+C)	235人	980人		425人	373人	333人	2,346人
保育ニーズ率 D/A	17.3%	41.5%		39.8%	36.3%	37.8%	35.0%
学齢別人口 3歳～5歳 E				1,068人	1,027人	882人	2,977人
幼稚園入所者数 F	—	—	—	514人	545人	452人	1,511人
入所率 F/E	—	—	—	48.1%	53.1%	51.2%	50.8%

平成24年度

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,388人	1,323人	1,224人	1,078人	1,033人	1,008人	7,054人
	2,547人						
保育所等入所者数 B	246人	1,037人		452人	419人	369人	2,523人
待機児数(新定義) C	8人	70人		1人	0人	0人	79人
小計 D(B+C)	254人	1,107人		453人	419人	369人	2,602人
保育ニーズ率 D/A	18.3%	43.5%		42.0%	40.6%	36.6%	36.9%
学齢別人口 3歳～5歳 E				1,078人	1,033人	1,008人	3,119人
幼稚園入所者数 F	—	—	—	476人	504人	532人	1,512人
入所率 F/E	—	—	—	44.2%	48.8%	52.8%	48.5%

平成25年度

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,419人	1,369人	1,276人	1,225人	1,064人	1,018人	7,371人
	2,645人						
保育所等入所者数 B	284人	1,114人	516人	449人	424人		2,787人
待機児数(新定義) C	25人	153人	15人	0人	0人		193人
小計 D(B+C)	309人	1,267人	531人	449人	424人		2,980人
保育ニーズ率 D/A	21.8%	47.9%	43.3%	42.2%	41.7%		40.4%
学齢別人口 3歳～5歳 E				1,225人	1,064人	1,018人	3,307人
幼稚園入所者数 F	—	—	—	537人	478人	482人	1,497人
入所率 F/E	—	—	—	43.8%	44.9%	47.3%	45.3%

平成26年度

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,597人	1,435人	1,321人	1,274人	1,198人	1,058人	7,883人
	2,756人						
保育所等入所者数 B	323人	1,266人	599人	513人	464人		3,165人
待機児数(新定義) C	46人	89人	0人	0人	0人		135人
小計 D(B+C)	369人	1,355人	599人	513人	464人		3,300人
保育ニーズ率 D/A	23.1%	49.2%	47.0%	42.8%	43.9%		41.9%
学齢別人口 3歳～5歳 E				1,274人	1,198人	1,058人	3,530人
幼稚園入所者数 F	—	—	—	517人	544人	480人	1,541人
入所率 F/E	—	—	—	40.6%	45.4%	45.4%	43.7%

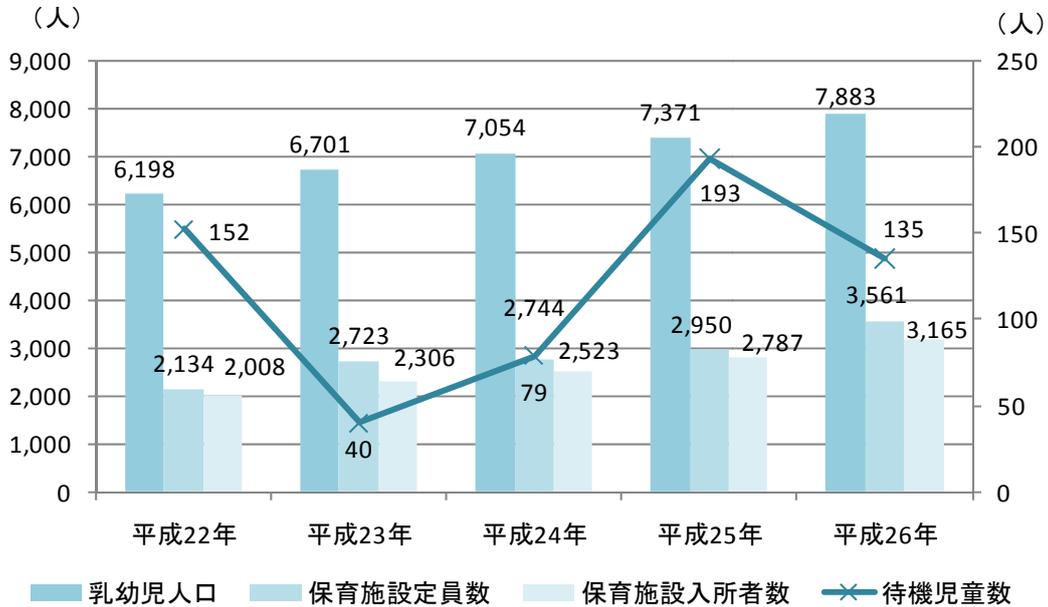
平成 26 年度（詳細）

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口(A)	1,597人	1,435人	1,321人	1,274人	1,198人	1,058人	7,883人
認可保育所(B)	221人	441人	479人	490人	434人	403人	2,468人
入所率 (B)/(A)	13.8%	30.7%	36.3%	38.5%	36.2%	38.1%	31.3%
認証保育所(C)	98人	171人	170人	109人	79人	61人	688人
入所率 (C)/(A)	6.1%	11.9%	12.9%	8.6%	6.6%	5.8%	8.7%
家庭福祉員(D)	4人	5人	0人	—	—	—	9人
入所率 (D)/(A)	0.3%	0.3%	0.0%	—	—	—	0.1%
待機児数(新定義)(E)	46人	74人	15人	0人	0人	0人	135人
待機率 (E)/(A)	2.9%	5.2%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
小計(保育ニーズ)(F)	369人	691人	664人	599人	513人	464人	3,300人
保育ニーズ率	23.1%	48.2%	50.3%	47.0%	42.8%	43.9%	41.9%
学齢別人口 3～5歳(G)	—	—	—	1,274人	1,198人	1,058人	3,530人
幼稚園入所者数(H)	—	—	—	517人	544人	480人	1,541人
幼稚園入所率(H)/(G)	—	—	—	40.6%	45.4%	45.4%	43.7%
合計 (I)	369人	691人	664人	1,116人	1,057人	944人	4,841人
その他(A-I)	1,228人	744人	657人	158人	141人	114人	3,042人
就園率等(I)/(A)	23.1%	48.2%	50.3%	87.6%	88.2%	89.2%	61.4%

③保育施設の定員数と待機児童数

保育施設については、過去5年で定員数を1,427人増やしていますが、入所者数も1,157人増えています。待機児童数については、定員数が増えた平成23年は40人と減少しましたが、平成25年は193人に増加しており、平成26年度は135人となっています。

保育施設の定員数と待機児童数



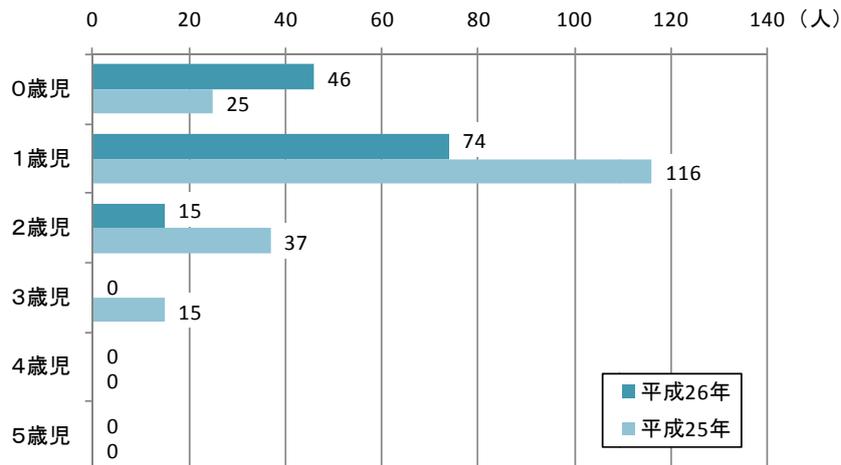
※各年4月1日の実績値

※保育施設定員数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員の合計

④待機児童の現状

平成25年度、1歳児が申込者の3割しか入所できない状況であったため、0歳児の方が入所しやすいと認識した人が多く、0歳児の申込が増えたことが要因で、平成26年度は0歳児の待機児童が増加しました。1歳児、2歳児、3歳児については改善が見られます。

年齢別・待機児童数



待機児童の対応別内訳

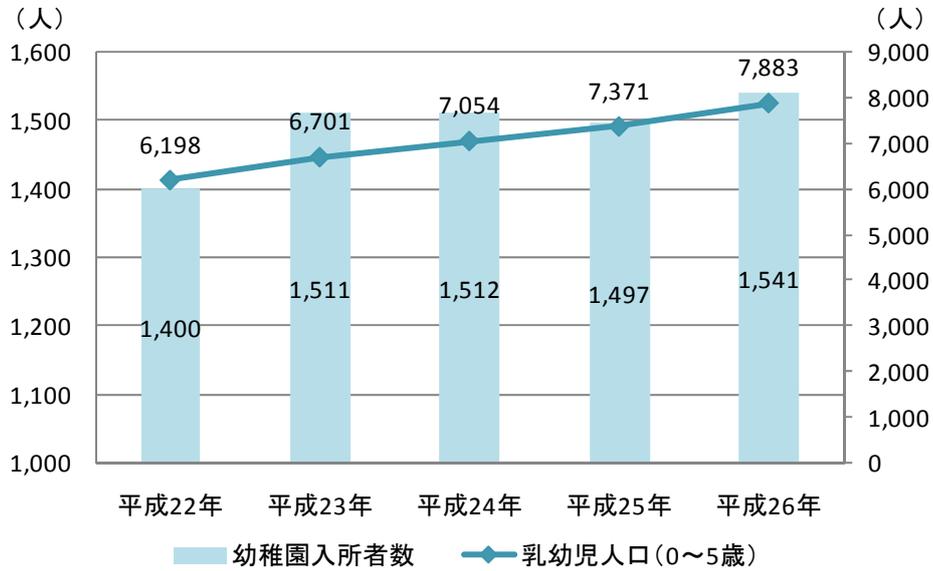
年度	待機児童数	認可外保育施設に通園※	職場に同伴(自営しながら自宅保育)	親類・知人へ依頼	一時保育を利用	求職しながら自宅で保育	育児休業延長等
H26	135人	1人	18人	6人	6人	61人	43人
H25	193人	5人	15人	2人	2人	73人	96人

※認証保育所及び事業所内保育所以外に通園している者

⑤区立幼稚園の現状

幼稚園については、現在、13園が開園されています。乳児人口は増加傾向ですが、入所者数は平成23年からほぼ横ばいです。

区立幼稚園の入所者数(園児数)



※各年4月の入園式の日現在

2) 地域子ども・子育て支援事業の概要

①各事業の概要

子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業のうち、現在、中央区で実施している事業の概要と事業実績を以下に示します。

(1)利用者支援に関する事業（利用者支援）

・保育所申込み等に関する相談体制

保育園長を経験した元保育士2名を窓口配置し、保育所入所申込みや保育所利用に関する保護者からの様々な問い合わせや相談に対応しています。

・子育て交流サロン「あかちゃん天国」

親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認可保育所入所申込 受付件数(件)	914	930	952	1,282	1,462
「あかちゃん天国」での 相談件数(件)	957	716	874	847	738

(2)時間外保育事業（延長保育事業）

認可保育所や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業において、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。

中央区では認可保育所、区立認定こども園（長時間保育）で実施しており、月極利用とスポット利用（1日単位）の2種類があります。

・延長時間：通常保育終了時から1時間 概ね18時30分～19時30分

月極延長保育料：通常保育料の概ね10%

スポット延長保育料：1回400円

・京橋こども園のみスポット夜間保育があります。

（①19時30分～21時：1回1,000円 ②19時30分～22時：1回1,400円）

また、認証保育所では、保護者の希望により19時以降の保育終了時間を設定しています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成26年 4月1日現在	スポット延長保育 固定枠(区立 1園あたり3人)
延長保育利用定員数(人)	218	236	253	292	337	442	48
月極延長保育実利用者数(人)	158	156	163	171	201	197	
認証保育所19時以降契約者数 (21～25年度は月平均)	68	65	73	116	105	95	

(3)-1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施されます。

中央区では区立児童館 8 館で学童クラブ事業を実施しています。小学校 1 年生～ 4 年生まで（心身に障害を有する児童で、集団育成指導が可能と認められる方は小学 6 年生まで）の児童を対象としています。

- ・指導日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始及び国民の休日等を除く。
- ・指導時間：下校時から 18 時まで（土曜日は 8 時 30 分から 17 時まで、春・夏・冬休み等は 8 時 30 分から 18 時まで（土曜日は 17 時まで））
- ・指導時間の延長：保護者の勤務の都合など必要と認められる場合は、平日（土曜日を除く）の 19 時 30 分まで利用できます。（1 回 400 円 月上限額 5,000 円）

各年度 4 月 1 日現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クラブ数	11	11	11	11	13	12
定員数(人)	415	420	430	440	510	510
入所者数(人)	410	418	430	440	454	501
待機者数(人)	54	52	84	110	103	101

(3)-2 放課後子ども教室（プレディ）

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。

中央区では区立小学校 16 校のうち、12 校で「プレディ」を実施しています。（プレディ明正は平成 26 年 9 月に開設。中央小学校「放課後子ども広場」は、平成 26 年 9 月にプレディ中央として開設。）

- ・開設校（予定含む）：中央、明石、京橋築地、明正、日本橋、有馬、久松、佃島、月島第一、月島第二、月島第三、豊海
- ・開設日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始及び国民の休日等を除く。
- ・開設時間：プレディ設置校の放課後から 17 時まで（土曜日、春・夏・冬休み等は 9 時から 17 時まで）
ただし、保護者の就労など特別な事情がある場合は 18 時まで。

各年度末現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施校数(校)	8	8	8	10	10
全児童数(人)	2,899	2,962	2,980	3,670	3,896
参加登録者数(人)	1,691	1,696	1,775	2,162	2,359
平日：年間参加延人数(人)	61,034	68,060	68,494	79,805	95,158
平日：1日平均参加人数(人)	305	340	344	395	473

(4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。中央区では生後7日目～中学校3年生の子どもを対象に、区が委託する区外2施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。

- ・利用泊数
施設：原則6泊7日まで
協力家庭：原則2泊3日まで
- ・利用料 1泊2日6,000円（以降1日増えるごとに3,000円加算）

延利用宿泊日数(日)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生後7日目～2歳 二葉乳児院	5	0	12	9	15
2歳～中3 石神井学園	4	68	63	43	24
2歳～小6 協力家庭	未実施	未実施	0	0	3

(5) 幼稚園預かり保育

区立幼稚園は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営しています。さらに、子育て支援策の一環として、通院・介護など、在園児の保護者ニーズに応えるため、京橋・日本橋・月島地域の各1園（明石幼稚園、有馬幼稚園、月島第一幼稚園）において預かり保育を実施しています。

実施園：明石幼稚園、有馬幼稚園、月島第一幼稚園

時間：通常の教育時間終了後、午後4時30分まで（夏季休業日等は午前9時～午後4時30分）

対象：預かり保育実施園の在園児

各年度4月当初の人数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全児童数(人)	307	339	341	349	373	379
登録利用定員(人)	72	72	72	72	72	72
登録利用者数(人)	45	51	59	72	65	70
一時利用定員(人/1日あたり)	18	18	18	18	18	18
年間利用実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者利用延べ件数(件)	5,608	6,739	7,543	8,136	6,830	
一時利用延べ件数(件)	3,881	5,301	6,293	5,550	5,888	
登録利用・一時利用年間利用件数(件)	9,489	12,040	13,836	13,686	12,718	

(6)-1 一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

中央区では保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に保育が必要な場合に、子どもを預かる一時保育と、保護者の入院等の緊急の理由により、家庭での保育が一時的に困難になったときに、子どもを預かる緊急保育があります。また、認証保育所においても、定員の空きを利用して一時預かり保育を実施しています。

【一時保育】

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、子ども家庭支援センター日本橋分室、晴海こども園、京橋こども園
- ・利用時間：午前9時～午後5時（1時間単位での利用）
- ・対象：生後57日目以上の未就学児
- ・利用料：1時間800円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

【緊急保育】

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、子ども家庭支援センター日本橋分室、京橋こども園
- ・利用期間：原則として2日以上1か月以内
- ・対象：生後57日目以上の未就学児
- ・利用料：1日2,000円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一時保育 (4施設)	乳幼児室・幼児室 延利用人数(人)	4,124	5,011	5,979	7,588	10,890
緊急保育 (3施設)	乳幼児室・幼児室 延利用人数(人)		127	211	82	121

※乳幼児室：生後57日目～2歳未満

※幼児室：2歳から6歳（未就学児）

(6)-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。

中央区では2歳～小学校6年生（京橋こども園は未就学児まで）の子どもを対象に、子ども家庭支援センター「きらら中央」、京橋こども園の2施設で実施しています。

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、京橋こども園
- ・利用時間：午後5時から午後10時まで
- ・対象：2歳～小学校6年生（京橋こども園は未就学児まで）
- ・利用料：1回2,000円

居室別延利用人数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼児室(2歳から未就学児)	249	165	444	331	482
児童室(小学生)	173	184	242	267	204

(6)-3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

中央区では生後 57 日目～小学校 4 年生（軽度の障害を有する場合は小学校 6 年生まで）の子どもを対象に実施しています。

- ・利用時間：原則として午前 7 時から午後 8 時まで
- ・対象：生後 57 日目～小学校 4 年生（軽度の障害を有する場合は小学校 6 年生まで）
- ・利用料：1 時間 800 円（上記の利用時間以外の場合は 1 時間 1,000 円）

会員数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員数(人)	1,077	1,130	1,205	1,304	1,374
提供会員数(人)	205	220	235	242	232
両方会員数(人)	112	138	159	178	182
就学前・就学後合算	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
活動件数(件)	5,293	5,094	5,622	5,168	4,464

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

中央区では生後 28 日以内の新生児及び 4 か月までの乳児を対象に、保健師及び委託訪問指導員（保健師、助産師）により訪問指導を行うとともに、母親の心の健康状態の把握に努めています。

	平成21年度 (統計なし)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生数		1,434	1,454	1,524	1,703
訪問対象者数 A		1,450	1,480	1,461	1,671
訪問件数 B		1,010	1,057	1,101	1,249
乳児健診等による把握数 C		427	405	348	417
訪問率 B/A		69.7%	71.4%	75.4%	74.7%
把握率 (B+C)/A		99.1%	98.8%	99.2%	99.7%

※訪問対象者数…出生後、訪問の対象となる時期（3 か月時点）に区民である者。転入・転出等の異動があるため、出生数とは乖離がある。

(8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する

る支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

中央区では保健所等関係機関と連携して養育について支援が特に必要な家庭を把握し、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施しています。

また、児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために、「要保護児童対策地域協議会」を運営しています。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに、個別ケース検討会議や実務者会議などを開催しています。

養育支援訪問件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児・家事援助(件)	未実施	90	187	327	75
専門的相談支援(件)	未実施	18	22	21	20

要保護児童対策地域協議会会議開催回数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議 開催回数	17	18	14	17	15

(9) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

中央区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。子ども家庭支援センター及び区立児童館6館で実施しています（平成26年9月新川児童館の新規開設含む）。

対象 ・ 0歳から3歳になった最初の3月31日までの間にある乳幼児とその保護者
・ 妊娠中の方

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
拠点数(力所)	5	5	5	6	6
乳幼児利用人数(人) A	37,848	43,278	46,409	49,265	57,360
保護者利用人数(人) B	36,377	41,163	44,034	46,792	55,179
延べ開館日数 C	1,519	1,524	1,529	1,632	1,869
1箇所1日あたり平均利用人数(人) (A+B)÷C	141	162	170	168	166

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できないとき、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

中央区では区が委託する医療機関または認証保育所の3施設の保育室で預かる事業を実施しています。

利用時間：午前9時～午後5時30分

対象：生後7ヵ月～小学校3年生

利用料：1日2,000円

利用延べ人数(人)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
病児・病後児 保育室	京橋地域 ※ 聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー	31	294	483	541	589
	日本橋地域 さわやか保育園・日本橋浜町	333	436	402	472	408
病後児 保育室	月島地域 小森小児科医院	521	833	934	908	869

※ 聖路加ナーサリーは平成21年6月から開始。それ以前はポピンズナーサリー京橋で実施。

(11) 妊婦健康診査

母子保健法第13条で、区が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定しています。

中央区では母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回：国基準）及び超音波検査の費用の一部等を助成しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊娠届出数 (母子健康手帳交付件数) (件)		1,693	1,785	1,741	2,021	2,015
妊婦健診受診件数 (件)	1回目	1,529	1,555	1,549	1,800	1,850
	2～14回目	13,948	14,882	14,606	16,873	18,175

②施設の概要と位置

現在、区内には小学校児童を対象とした学童クラブが8児童館、子どもの居場所「プレディ」が12小学校内（平成26年9月開設のプレディ明正含む。）で実施されています。また、0～3歳までの就学前児童を対象とした地域子育て支援拠点事業「あかちゃん天国」が7箇所（平成26年9月開設の新川児童館分含む。）で実施されています。

名称	施設数(備考)
学童クラブ	8児童館 (新川学童クラブH26.9月に定員を40人から70人に拡大)
子どもの居場所「プレディ」	12小学校 プレディ日本橋(H26.4月開設) プレディ明正(H26.9月開設予定)
あかちゃん天国	子ども家庭支援センター・6児童館 (新川児童館はH26.9月に明正小学校・明正幼稚園との複合施設に移転改築し、あかちゃん天国を新設する)

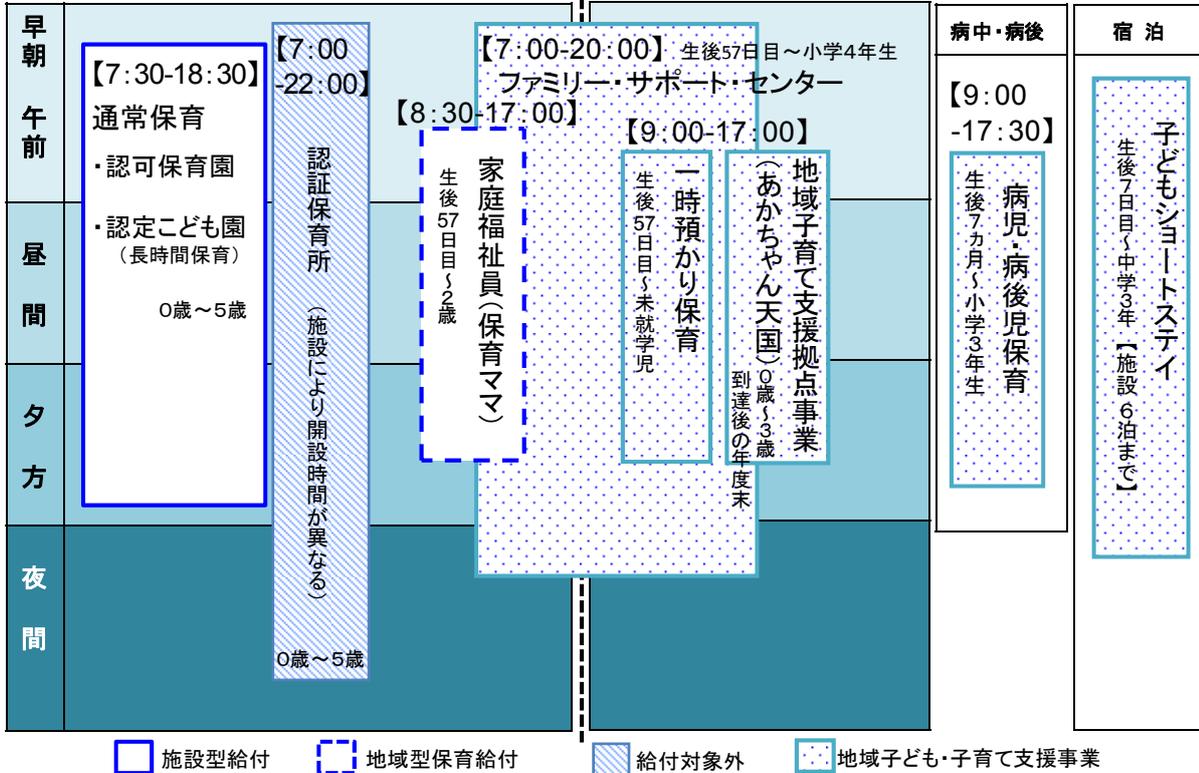


③年齢別・対応事業

年齢別に対応している事業については以下のとおりである。

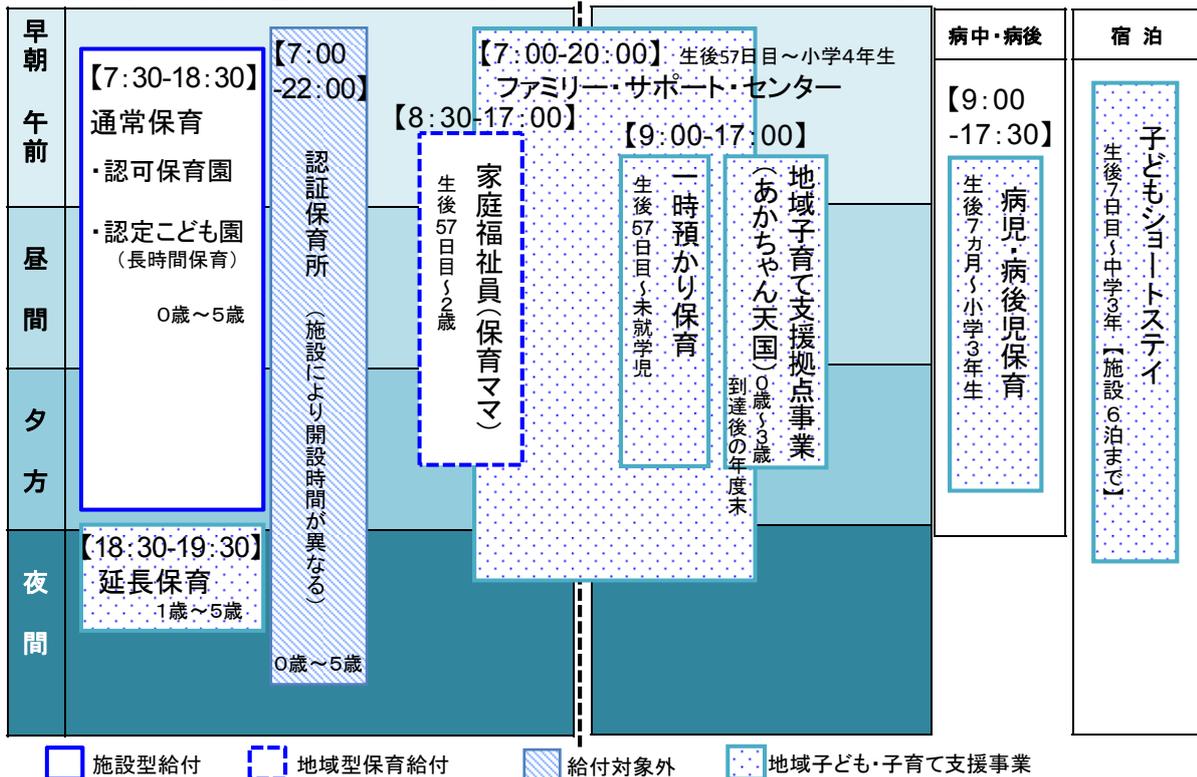
0歳児

定期的な保育を利用している方 | 家庭で保育している方



1歳児

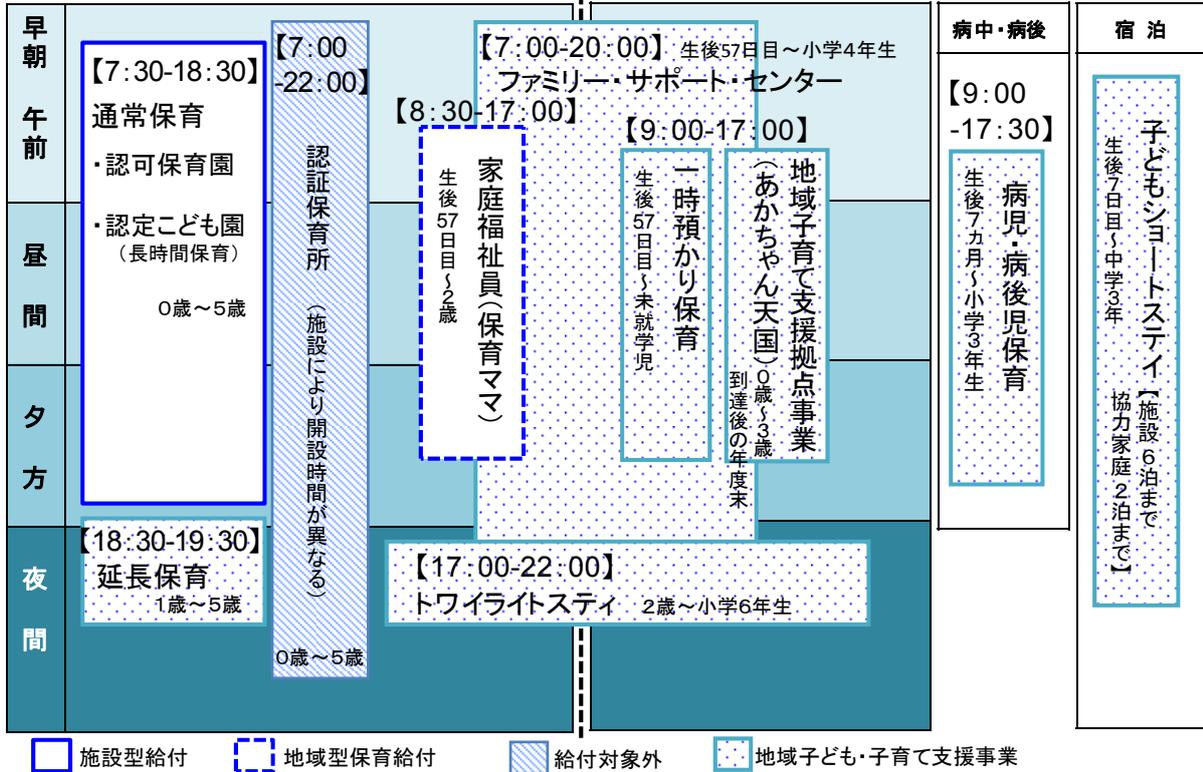
定期的な保育を利用している方 | 家庭で保育している方



2 歳児

定期的な保育を利用している方

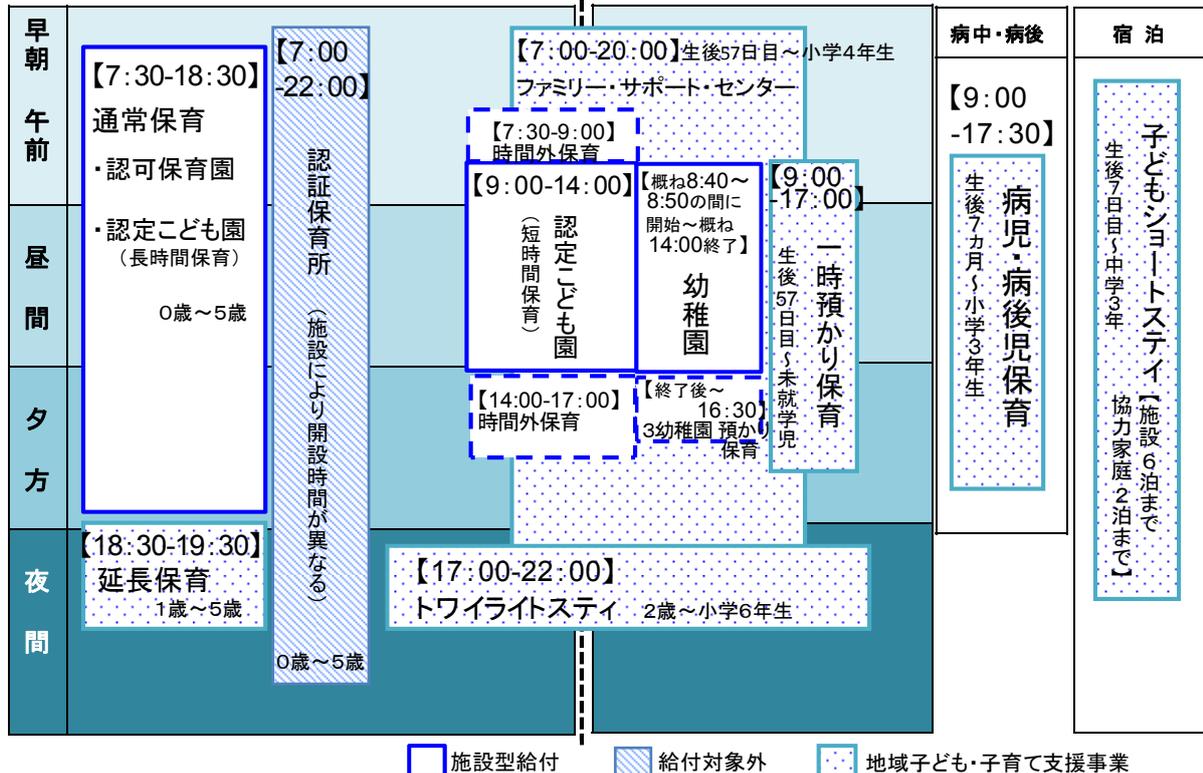
家庭で保育している方



3～5 歳児

定期的な保育を利用している方

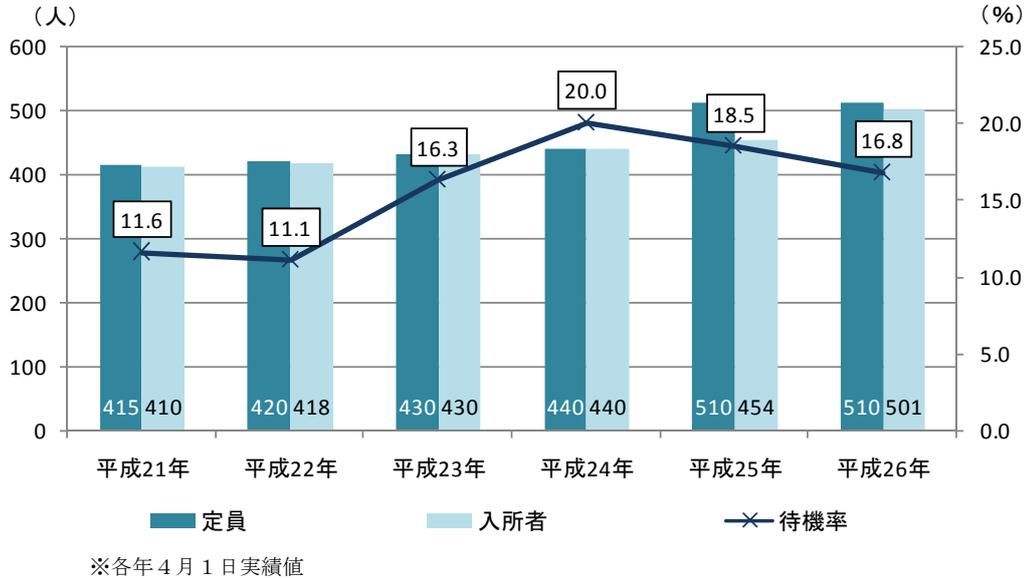
家庭で保育している方



④学童クラブの現状

就学児童を対象とした学童クラブの現状としては、年々、入所希望が増加しており、特に築地、勝どき、佃児童館の待機者が多い状況ですが、平成26年度の待機率は若干落ちていきます。

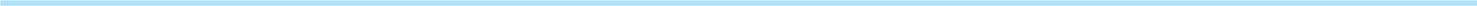
学童クラブの定員・入所者及び待機率の推移



平成26年度学童クラブ待機状況調べ（平成26年4月1日現在）

施設名	クラブ数	定員	入所者			待機者			入所率	待機率
			合計	区内	区外	合計	区内	区外		
築地児童館	1	40	40	40	0	16	16	0	100%	28.6%
新川児童館	1	45	45	45	0	10	10	0	100%	18.2%
堀留町児童館	1	45	43	42	1	0	0	0	96%	0.0%
浜町児童館	1	40	40	40	0	7	7	0	100%	14.9%
佃児童館	2	90	90	90	0	21	21	0	100%	18.9%
月島児童館	2	80	80	80	0	7	7	0	100%	8.0%
勝どき児童館	2	90	90	90	0	40	40	0	100%	30.8%
晴海児童館	2	80	73	72	1	0	0	0	91%	0.0%
合計	12	510	501	499	2	101	101	0	98%	16.8%

※待機率＝待機者数÷（入所者数＋待機者数）入所希望者全体に対する待機者



4. 子ども・子育て支援の取り組み

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

1) 新制度の全体像

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。区が子ども・子育て支援制度の実施主体として、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ事業計画を作成し、計画的に教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施します。

新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

子どものための現金給付
(中学生までの子に対する児童手当)

子どものための教育・保育給付
(小学校に入る前までの子対象)

施設型給付
(認定こども園・幼稚園・保育所)

地域型保育給付
(小規模保育・家庭的保育
・事業所内保育・居宅訪問型保育)

地域子ども・子育て支援事業

- 1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）＜新規＞
- 2) 時間外保育事業（延長保育事業）
- 3) 放課後児童健全育成事業
 - ①学童クラブ
 - ②放課後子ども教室（プレディ）※
- 4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- 5) 幼稚園預かり保育
- 6) 一時預かり保育、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 7) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）
- 8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 9) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）
- 10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- 11) 妊婦健康診査

※区独自事業

2) 現行制度と新制度の比較

3歳児未満の待機児童対策として定員数が19人以下の小規模保育事業や居宅訪問型保育事業が新たに地域型保育給付の対象となります。また、本区で実施している現行の家庭福祉員（保育ママ）や、事業所内保育施設についても、新制度で地域型保育事業として新しい基準を満たすと、地域型保育給付対象となります。

現行制度		幼稚園		認可保育所		認証保育所	未実施	家庭的保育事業	事業所内保育事業	ベビーシッター	その他の認可外保育施設 (ベビーホテル等)	
制度		幼稚園型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	保育所型 認定こども園		地方裁量型 認定こども園						
		東京都による認可、認証、認定										
財政措置 (運営費)		国庫補助有(公立は一般財源)					都単独補助	なし	国・都・区	国※・都	なし	なし

※国：雇用保険(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)

新制度		幼稚園		認可保育所		認証保育所	新規	変更	変更	新規	その他の認可外保育施設 (ベビーホテル等)
制度		幼稚園型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	保育所型 認定こども園		地方裁量型 認定こども園	小規模保育事業	家庭的保育事業	事業所内保育事業 (地域枠設置)	居宅訪問型保育事業	
		東京都による認可、認証、認定						区による認可			
国財政措置 (運営費)		施設型給付					× 対象外	地域型保育給付			× 対象外

3) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた区が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、教育・保育給付を支給する仕組みとなります。認定は次の区分で行われます。

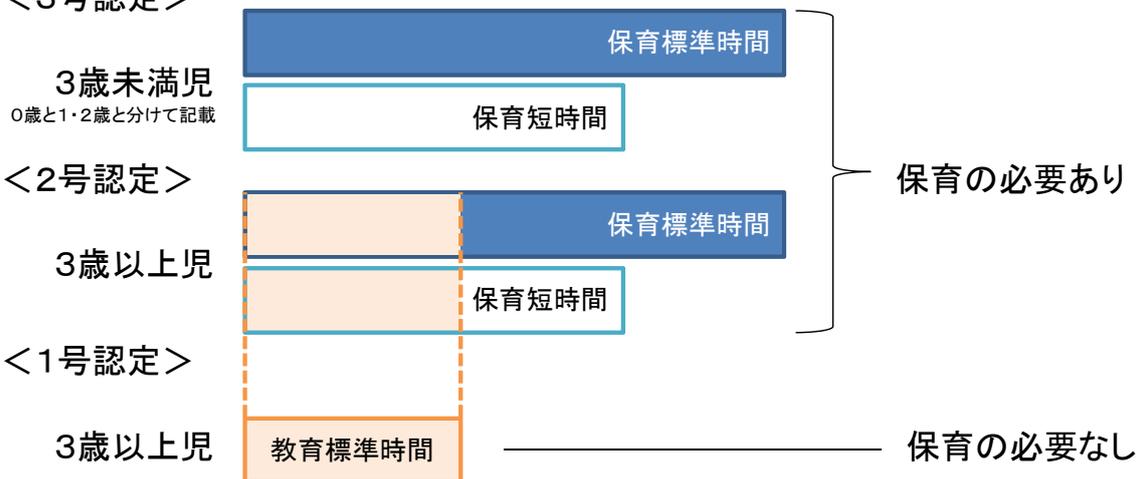
教育・保育給付を受ける子どもの認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの(1号認定子ども)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの(2号認定子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの(3号認定子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(※) 教育標準時間外の利用については、一時預かり事業の対象となる。

<3号認定>



区分(月単位の保育の必要量に関する区分)

- 保育標準時間：両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの
1か月あたり平均275時間(212時間超292時間以下)、1日あたり11時間までの利用に対応するもの
- 保育短時間：両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの
1か月あたり平均200時間(最大212時間)、就労下限時間は1か月48時間~64時間(中央区は月48時間)1日あたり8時間までの利用に対応するもの
- 教育標準時間：1日あたり4時間程度の教育課程に係る時間

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て事業の提供区域として、京橋地域、日本橋地域、月島地域の3区域で設定します。

広域利用が想定される病児・病後児保育や、地域子育て支援拠点事業（あかちゃん天国）についても1区域につき必ず1施設以上を設置しています。また、保育所等への申込みについて申込者の9割近くが同じ区域のなかで希望している現状を踏まえ、行政単位の3区域を基本とします。

京橋地域

0～5歳人口 1,444人		
施設	箇所数	入所者数等
保育施設	9	637
幼稚園	5	306
学童クラブ	2	85
プレディ	※ 4	518
あかちゃん天国	※ 2	—
病児・病後児保育	1	—

※ プレディ箇所数にはH26.9月開設予定のプレディ明正含む

※ あかちゃん天国にはH26.9月開設予定の新川児童館含む

日本橋地域

0～5歳人口 2,236人		
施設	箇所数	入所者数等
保育施設	12	733
幼稚園	3	438
学童クラブ	2	83
プレディ	3	575
あかちゃん天国	2	—
病児・病後児保育	1	—

月島地域

0～5歳人口 4,203人		
施設	箇所数	入所者数等
保育施設	※ 28	1,786
幼稚園	5	797
学童クラブ	4	333
プレディ	5	1,266
あかちゃん天国	3	—
病児・病後児保育	1	—

※ 保育施設箇所数にはH26.10月開設予定の2園含む

※入所者数は 26.4.1 現在。ただし、幼稚園は 26.4.7 現在、プレディは 26.3.31 現在の利用登録者数
 ※保育施設は認可、認証、認定こども園の合計
 (箇所数のみ今年度開設予定を加える)



ただし、事業の性質上、区全体で量の見込みをとらえるべき以下の事業は、区全体として提供区域を設定します。

区全体として提供区域を設定する事業

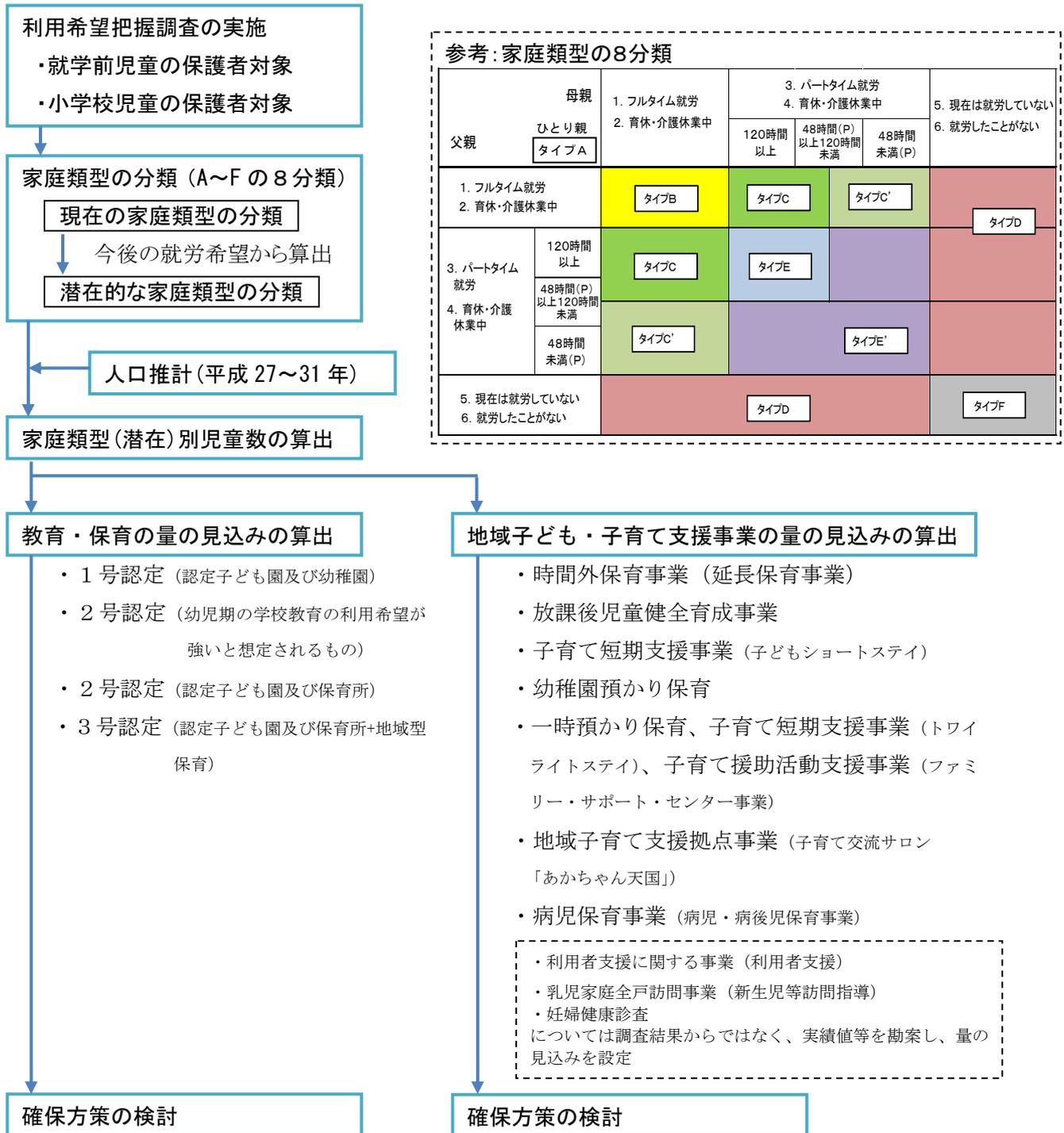
- ・利用者支援に関する事業（利用者支援）
- ・子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- ・一時預かり保育、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）
- ・養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ・妊婦健康診査

(3) 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

1) 量の見込みの算出方法

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、利用希望把握調査結果をもとに、以下の手順で推計しています。保護者の就労状況から、8つの家庭類型の分類を行っています。なお、保育の必要性の下限時間は48時間としています。

図 量の見込みの推計フローチャート



(4) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域（京橋、日本橋、月島）ごとに、現状の利用状況及び利用希望調査結果から推計した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次の通り設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

なお、「待機児童解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月 19 日総理公表）により、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに待機児童解消となるよう確保方策を実施します。

確保方策の方針

幼稚園については、今後の小学校改築等と合わせ定員数を確保していきます。

保育施設については、以下の考え方のもとに保育施設の整備を進め、定員数を確保していきます。

確保方策の考え方

【保育施設について】

- 1) 認可保育所の整備を中心に進めていきます。
- 2) 1) の対応をとってもなお現れる 0・1・2 歳児のニーズに対し、地域型保育事業を取り入れて確保していきます。
- 3) 今後の再開発で予定されている認証保育所も確保方策とします。

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

1) 京橋地域

平成 27 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	71人	294人		306人			671人	
	平成26年度末確保量 B	60人	284人		430人			774人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	45人	244人		402人			
		特定地域型保育事業	1人	2人		0人			
		認証保育所	14人	38人		28人			
	B-A	-11人	-10人		124人			103人	
	新規確保量 C	3人	4人		0人			7人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人		0人			
		特定地域型保育事業	3人	4人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	63人	288人		430人			781人		
D-A	-8人	-6人		124人			110人		
幼 稚 園	量の見込み E				334人				
	確保方策 F				700人				
	F-E				366人				

平成 28 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	74人	312人		327人			713人	
	平成27年度末確保量 B	63人	288人		430人			781人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	45人	244人		402人			
		特定地域型保育事業	4人	6人		0人			
		認証保育所	14人	38人		28人			
	B-A	-11人	-24人		103人			68人	
	新規確保量 C	18人	48人		74人			140人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	15人	48人		74人			
		特定地域型保育事業	3人	0人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	81人	336人		504人			921人		
D-A	7人	24人		177人			208人		
幼 稚 園	量の見込み E				357人				
	確保方策 D				700人				
	F-E				343人				

平成 29 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	78人	327人		352人			757人	
	平成28年度末確保量 B	81人	336人		504人			921人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	60人	292人		476人			
		特定地域型保育事業	7人	6人		0人			
		認証保育所	14人	38人		28人			
	B-A	3人	9人		152人			164人	
	新規確保量 C	3人	0人		0人			3人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人		0人			
		特定地域型保育事業	3人	0人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	84人	336人		504人			924人		
D-A	6人	9人		152人			167人		
幼 稚 園	量の見込み E				384人				
	確保方策 D				700人				
	F-E				316人				

平成 30 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	81人	345人		371人			797人	
	平成29年度末確保量 B	84人	336人		504人			924人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	60人	292人		476人			
		特定地域型保育事業	10人	6人		0人			
		認証保育所	14人	38人		28人			
	B-A	3人	-9人		133人			127人	
	新規確保量 C	0人	9人		0人			9人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人		0人			
		特定地域型保育事業	0人	9人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	84人	345人		504人			933人		
D-A	3人	0人		133人			136人		
幼 稚 園	量の見込み E				405人				
	確保方策 D				700人				
	F-E				295人				

平成 31 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	79人	346人		379人			804人	
	平成30年度末確保量 B	84人	345人		504人			933人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	60人	292人		476人			
		特定地域型保育事業	10人	15人		0人			
		認証保育所	14人	38人		28人			
	B-A	5人	-1人		125人			129人	
	新規確保量 C	0人	3人		0人			3人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人		0人			
		特定地域型保育事業	0人	3人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	84人	348人		504人			936人		
D-A	5人	2人		125人			132人		
幼 稚 園	量の見込み E				414人				
	確保方策 D				700人				
	F-E				286人				

2) 日本橋地域

平成 27 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	96人	464人			414人		974人	
	平成26年度末確保量 B	90人	327人			427人		844人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	61人	233人			389人		
		特定地域型保育事業	5人	12人			0人		
		認証保育所	24人	82人			38人		
	B-A	-6人	-137人			13人		-130人	
	新規確保量 C	12人	70人			78人		160人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	6人	46人			78人		
		特定地域型保育事業	6人	24人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
確保方策 D=B+C	102人	397人			505人		1,004人		
D-A	6人	-67人			91人		30人		
幼 稚 園	量の見込み E					491人			
	確保方策 F					615人			
	F-E					124人			

平成 28 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	100人	491人			442人		1,033人	
	平成27年度末確保量 B	102人	397人			505人		1,004人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	67人	279人			467人		
		特定地域型保育事業	11人	36人			0人		
		認証保育所	24人	82人			38人		
	B-A	2人	-94人			63人		-29人	
	新規確保量 C	0人	108人			162人		270人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	108人			162人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
確保方策 D=B+C	102人	505人			667人		1,274人		
D-A	2人	14人			225人		241人		
幼 稚 園	量の見込み E					525人			
	確保方策 F					615人			
	F-E					90人			

平成 29 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	105人	516人			476人		1,097人	
	平成28年度末確保量 B	102人	505人			667人		1,274人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	67人	387人			629人		
		特定地域型保育事業	11人	36人			0人		
		認証保育所	24人	82人			38人		
	B-A	-3人	-11人			191人		177人	
	新規確保量 C	6人	24人			36人		66人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	6人	24人			36人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
確保方策 D=B+C	108人	529人			703人		1,340人		
D-A	3人	13人			227人		243人		
幼 稚 園	量の見込み E					565人			
	確保方策 F					660人			
	F-E					95人			

平成 30 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	111人	544人			502人		1,157人	
	平成29年度末確保量 B	108人	529人			703人		1,340人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	73人	411人			665人		
		特定地域型保育事業	11人	36人			0人		
		認証保育所	24人	82人			38人		
	B-A	-3人	-15人			201人		183人	
	新規確保量 C	6人	24人			36人		66人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	6人	24人			36人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
確保方策 D=B+C	114人	553人			739人		1,406人		
D-A	3人	9人			237人		249人		
幼 稚 園	量の見込み E					596人			
	確保方策 F					660人			
	F-E					64人			

平成 31 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	107人	544人			512人		1,163人	
	平成30年度末確保量 B	114人	553人			739人		1,406人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	79人	435人			701人		
		特定地域型保育事業	11人	36人			0人		
		認証保育所	24人	82人			38人		
	B-A	7人	9人			227人		243人	
	新規確保量 C	0人	0人			0人		0人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人			0人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
	確保方策 D=B+C	114人	553人			739人		1,406人	
	D-A	7人	9人			227人		243人	
幼 稚 園	量の見込み E					608人			
	確保方策 F					660人			
	F-E					52人			

3) 月島地域

平成 27 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	258人	781人		1,021人			2,060人	
	平成26年度末確保量 B	234人	817人		1,082人			2,133人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	144人	542人		930人			
		特定地域型保育事業	2人	4人		0人			
		認証保育所	88人	271人		152人			
	B-A	-24人	36人		61人			73人	
	新規確保量 C	0人	13人		37人			50人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	9人	36人		55人			
		特定地域型保育事業	0人	0人		0人			
		認証保育所	-9人	-23人		-18人			
確保方策 D=B+C	234人	830人		1,119人			2,183人		
D-A	-24人	49人		98人			123人		
幼 稚 園	量の見込み E				905人				
	確保方策 F				1,140人				
	F-E				235人				

平成 28 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	267人	828人		1,092人			2,187人	
	平成27年度末確保量 B	234人	830人		1,119人			2,183人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	153人	578人		985人			
		特定地域型保育事業	2人	4人		0人			
		認証保育所	79人	248人		134人			
	B-A	-33人	2人		27人			-4人	
	新規確保量 C	38人	87人		127人			252人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	18人	53人		117人			
		特定地域型保育事業	12人	12人		0人			
		認証保育所	8人	22人		10人			
確保方策 D=B+C	272人	917人		1,246人			2,435人		
D-A	5人	89人		154人			248人		
幼 稚 園	量の見込み E				967人				
	確保方策 F				1,155人				
	F-E				188人				

平成 29 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	280人	868人		1,174人			2,322人	
	平成28年度末確保量 B	272人	917人		1,246人			2,435人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	171人	631人		1,102人			
		特定地域型保育事業	14人	16人		0人			
		認証保育所	87人	270人		144人			
	B-A	-8人	49人		72人			113人	
	新規確保量 C	8人	22人		0人			30人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人		0人			
		特定地域型保育事業	0人	0人		0人			
		認証保育所	8人	22人		0人			
確保方策 D=B+C	280人	939人		1,246人			2,465人		
D-A	0人	71人		72人			143人		
幼 稚 園	量の見込み E				1,041人				
	確保方策 F				1,170人				
	F-E				129人				

平成 30 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	296人	916人		1,239人			2,451人	
	平成29年度末確保量 B	280人	939人		1,246人			2,465人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	171人	631人		1,102人			
		特定地域型保育事業	14人	16人		0人			
		認証保育所	95人	292人		144人			
	B-A	-16人	23人		7人			14人	
	新規確保量 C	0人	0人		0人			0人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	0人	0人		0人			
		特定地域型保育事業	0人	0人		0人			
		認証保育所	0人	0人		0人			
確保方策 D=B+C	280人	939人		1,246人			2,465人		
D-A	-16人	23人		7人			14人		
幼 稚 園	量の見込み C				1,098人				
	確保方策 D				1,170人				
	過不足数(D-C)				72人				

平成 31 年度

学 齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
保 育 所 等	量の見込み A	286人	916人			1,264人		2,466人	
	平成30年度末確保量 B	280人	939人			1,246人		2,465人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	171人	631人			1,102人		
		特定地域型保育事業	14人	16人			0人		
		認証保育所	95人	292人			144人		
	過不足数(B-A)	-6人	23人			-18人		-1人	
	新規確保量 C	12人	33人			60人		105人	
	〔内 訳〕	特定教育・保育施設	12人	33人			60人		
		特定地域型保育事業	0人	0人			0人		
		認証保育所	0人	0人			0人		
	確保方策 D=B+C	292人	972人			1,306人		2,570人	
D-A	6人	56人			42人		104人		
幼 稚 園	量の見込み C					1,120人			
	確保方策 D					1,170人			
	過不足数(D-C)					50人			

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域（京橋、日本橋、月島を基本（一部、事業は区全体））ごとに、現状の利用状況及び利用希望調査結果から推計した「量の見込み」に対応するよう、「地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次の通り設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

事業概要

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保方策の考え方

事業の性質上、提供区域を区全体とします。

保育所申込み等に関する相談体制については、保育園長経験者を配置し、特別出張所、保健所、保健センター等における出張相談を実施することとし、保育所の入所や利用に関する相談に応じるとともに、一時預かり保育等相談者の要望に見合った各種の保育メニューに関する情報提供を行います。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所申込等に関する相談体制	区役所窓口	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	その他	区役所窓口以外での相談体制	区役所窓口以外での相談体制	区役所窓口以外での相談体制	区役所窓口以外での相談体制	区役所窓口以外での相談体制
地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)実施箇所数		7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所

<確保方策>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所申込等に関する相談体制	区役所窓口	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	その他	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター	・特別出張所 ・保健所 ・保健センター
地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)実施箇所数		7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所

2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要

認可保育所や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業において、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。

確保方策の考え方

- ① 延長保育利用定員数：保育の確保方策にあわせて1園あたり定員15人(分園は10名)の見込みで延長定員数拡大
- ② スポット延長保育固定枠（区立1園あたり3人）
- ③ 認証保育所の19時以降保育利用契約者数の実績分（過去5ヵ年のうち最大値）

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

時間外保育事業利用希望者(人/日)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	72	77	82	86	88
日本橋地域	132	143	157	171	172
月島地域	231	241	251	260	259

<確保方策>

利用定員数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	128	158	158	158	158
①延長保育利用定員数	103	133	133	133	133
②区立スポット固定枠	15	15	15	15	15
③認証保育所枠	10	10	10	10	10
日本橋地域	183	243	258	273	273
①延長保育利用定員数	145	205	220	235	235
②区立スポット固定枠	15	15	15	15	15
③認証保育所枠	23	23	23	23	23
月島地域	373	413	413	413	428
①延長保育利用定員数	269	309	309	309	324
②区立スポット固定枠	18	18	18	18	18
③認証保育所枠	86	86	86	86	86

3) 放課後児童健全育成事業

①学童クラブ

事業概要

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施されます。

確保方策の考え方

確保方策（学童クラブの定員数＋暫定定員数）で不足する量の見込みのうち、学童クラブの待機児については、放課後子ども教室（プレディ）との連携で対応するものとします。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

学童クラブ入所希望者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	103	108	112	122	125
日本橋地域	241	259	275	282	320
月島地域	578	613	669	723	743

<確保方策>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	クラブ数	3	3	3	3	3
	定員数(人)	110	110	110	110	110
	暫定定員数(人)	10	10	10	10	10
日本橋地域	クラブ数	2	2	2	2	2
	定員数(人)	80	80	80	80	80
	暫定定員数(人)	5	5	5	5	5
月島地域	クラブ数	8	8	8	8	8
	定員数(人)	320	320	320	320	320
	暫定定員数(人)	30	30	30	30	30

※ 暫定定員数：当該年度の応募状況により、暫定的に拡大する定員枠

②放課後子ども教室（プレディ）

事業概要

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。

確保方策の考え方

学童クラブ待機児にも対応できるよう一層の連携を行い、以下の考え方により本事業の充実を図ります。

- ・開設時間の充実：学童クラブと同様に、土曜日・長期休業日の開始時間を 8 時 30 分からとするとともに、平日の終了時間を 19 時 30 分までに延長します。
- ・時間延長の有料化：学童クラブとの均衡を図るため、時間延長に係る有料化を導入します。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

プレディ参加登録者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	384	404	421	458	471
日本橋地域	606	658	701	726	826
月島地域	1,245	1,344	1,498	1,654	1,699

※ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の不足する量の見込みを含む。

<確保方策>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	実施校数(校)	4	4	4	4	4
	想定参加登録者数(人)	565	593	634	674	720
日本橋地域	実施校数(校)	3	3	3	3	3
	想定参加登録者数(人)	782	835	880	933	996
月島地域	実施校数(校)	5	5	5	5	5
	想定参加登録者数(人)	1,504	1,625	1,730	1,821	1,865

4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

事業概要

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。

確保方策の考え方

1日の定員を6人とし、年間（365日）通じて対応することで最大2,190人を受入れが可能な体制を確保します。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間利用延べ人日見込み (年間延べ宿泊日数見込み)	65	69	73	77	77

<確保方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員数(人)	養護施設 1				
	乳児院 1				
	協力家庭 4				
定員数計(人)	6	6	6	6	6
年間利用定員延べ人日 定員×年間開設日数:受入最大枠	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190

5) 幼稚園預かり保育

事業概要

区立幼稚園は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営しています。さらに、子育て支援策の一環として、通院・介護など、在園児の保護者ニーズに応えるため、京橋・日本橋・月島地域の各1園において預かり保育を実施しています。

確保方策の考え方

1園あたり30人の定員数を確保し、土日、祝日を除く年間240日対応することで、各地域7,200人の受入れが可能な体制を確保します。

また、改築後の明正幼稚園において、平成27年度以降預かり保育を実施する方向で検討を進めます。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

年間利用希望延べ人日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	4,827	5,230	5,893	6,310	6,679
日本橋地域	4,744	5,446	6,201	6,804	6,911
月島地域	6,409	6,574	6,737	6,894	6,954

<確保方策>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	実施園数(校)A	1	1	1	1	1
	1園あたり利用定員(人)B (登録利用+一時利用)	30	30	30	30	30
	年間実施日数240日(※)× A×B(受入人数最大値)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
日本橋地域	実施園数(校)A	1	1	1	1	1
	1園あたり利用定員(人)B (登録利用+一時利用)	30	30	30	30	30
	年間実施日数240日(※)× A×B(受入人数最大値)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
月島地域	実施園数(校)A	1	1	1	1	1
	1園あたり利用定員(人)B (登録利用+一時利用)	30	30	30	30	30
	年間実施日数240日(※)× A×B(受入人数最大値)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200

6) 一時預かり保育、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

①一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

②トワイライトステイ

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。

③ファミリー・サポート・センター

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

確保方策の考え方

これらの3つの事業については、地域の枠を越えて定員に空きがある施設を利用している状況であることから、提供区域を区全体として対応しています。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間利用希望延べ人日	21,826	22,888	23,758	24,963	24,494

<確保方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間最大受入延人数	48,052	48,052	48,052	48,052	48,052

<確保方策の内訳>

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一時預かり	きらら中央	1日の定員A	22	22	22	22	22
		1日の受入可能人数B(A×1.8)	40	40	40	40	40
		年間開設日数(概数)C	345	345	345	345	345
		①年間最大受入可能延人数B×C	13,662	13,662	13,662	13,662	13,662
	日本橋分室	1日の定員A	6	6	6	6	6
		1日の受入可能人数B(A×2)	12	12	12	12	12
		年間開設日数(概数)C	240	240	240	240	240
		②年間最大受入可能延人数B×C	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	京橋こども園	1日の定員A	17	17	17	17	17
		1日の受入可能人数B(A×1.5)	26	26	26	26	26
		年間開設日数C	365	365	365	365	365
		③年間最大受入可能延人数B×C	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490
	晴海こども園	1日の定員A	15	15	15	15	15
		1日の受入可能人数B(A×1.5)	23	23	23	23	23
		年間開設日数(概数)C	290	290	290	290	290
		④年間最大受入可能延人数B×C	6,670	6,670	6,670	6,670	6,670
小計 i	①+②+③+④	32,702	32,702	32,702	32,702	32,702	
トワイライトステイ	きらら中央	1日の定員A	20	20	20	20	20
		年間開設日数(概数)B	345	345	345	345	345
		⑤年間最大受入可能延人数A×B	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
	京橋こども園	1日の定員A	10	10	10	10	10
		年間開設日数(概数)B	345	345	345	345	345
		⑥年間最大受入可能延人数A×B	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450
小計 ii	⑤+⑥	10,350	10,350	10,350	10,350	10,350	
ファミリー・サポート・センター	提供会員数(人)A		229	229	229	229	229
	両方会員数(人)B		173	173	173	173	173
	稼働日数(日)C		365	365	365	365	365
	年間最大受入可能延人数(A+B)×C		146,730	146,730	146,730	146,730	146,730
	iii 活動可能件数(25年度実績と同規模)		4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
iv 認証保育所の一時預かり枠(25年度実績と同規模)			500	500	500	500	500
合計(i + ii + iii + iv)			48,052	48,052	48,052	48,052	48,052

7) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

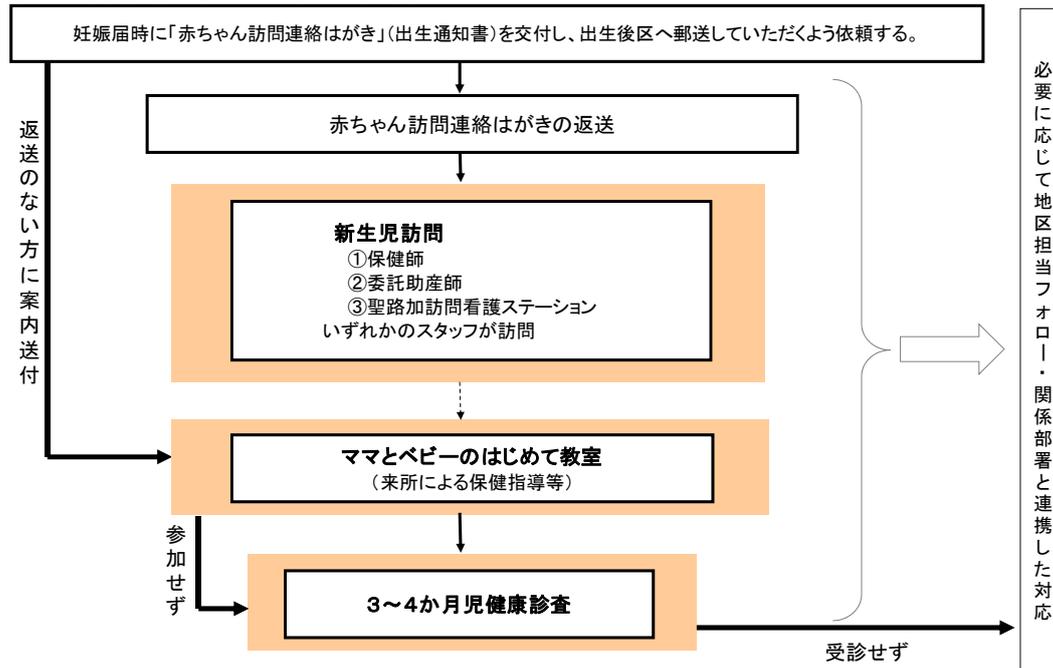
事業概要

生後 28 日以内の新生児及び 4 カ月までの乳児を対象に、保健師及び委託訪問指導員（保健師、助産師）により訪問指導を行うとともに、母親の心の健康状態の把握に努めています。

確保方策の考え方

4 カ月までの乳児及び母親の状況把握ができるよう、以下のフローチャートに基づき実施していきます。

新生児等訪問指導及びフォロー体制のフローチャート



事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

生後 28 日以内の新生児及び 4 カ月までの乳児を対象とします。

【参考】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児人口推計(人)	1,581	1,641	1,722	1,815	1,756

<確保方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施体制	1 訪問人員 30人程度(区保健師・個人契約助産師・聖路加国際病院訪問看護ステーション) 2 実施機関 ①中央区保健所 ②日本橋保健センター ③月島保健センター 3 訪問事業以外のフォロー体制 ママとベビーのはじめて教室、乳児健診等の機会に行う。 ※フローチャートは前ページのとおり				

8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

また、児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために、「要保護児童対策地域協議会」を運営します。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに、個別ケース検討会議や実務者会議などを開催します。

確保方策の考え方

児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために「子ども家庭支援センター（さらさら中央）」や、センターを調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」の運営を推進します。協議会は下図のような関係機関と、民生・児童委員や福祉団体などから構成され、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うことで、児童虐待を防止します。



事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

養育支援が必要な家庭への個別対応、虐待予防・早期発見という事業の性質上、量の見込みは設定しません。

<確保方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施体制	<p>【養育支援訪問】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アセスメントシートを用いた調査及び聞き取り 2. 養育支援訪問事業検討会議(援助方針の検討) ※保健所・保健センター等との協議 3. 支援計画書作成 4. 養育支援の実施 <ol style="list-style-type: none"> ①子ども家庭支援センター相談員または保健所・保健センター保健師による訪問相談 ②ヘルパーによる育児、養育及び家事援助 <p>【要保護児童対策地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議 年1回開催 ・実務者会議 年4回開催 ・個別ケース検討会議 随時開催 ・講習会 年1回開催 <p>※体制(イメージ)図は前ページのとおり</p>				

9) 地域子育て支援拠点事業 (子育て交流サロン「あかちゃん天国」)

事業概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。子ども家庭支援センター及び区立児童館を中心に実施します。

確保方策の考え方

各地域に拠点を確保し、1ヵ所あたり30～60人程度の利用者(1日の延べ人数)を、年始年末、祝日を除く年間345日受け入れることで、各地域の量の見込みに対応します。

事業の量の見込み、確保方策

<量の見込み>

年間利用希望延べ人数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	21,113	22,365	22,828	23,315	23,315
日本橋地域	37,838	39,184	41,216	44,566	44,429
月島地域	53,406	56,618	59,922	63,040	61,807

<確保方策>

拠点数(カ所)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	2	2	2	2	2
日本橋地域	2	2	2	2	2
月島地域	3	3	3	3	3

<参考>1ヵ所1回あたりの量の見込み(利用延べ人数)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
京橋地域 (築地・新川)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人数(人)A	21,113	22,365	22,828	23,315	23,315
	拠点数(カ所) B	2	2	2	2	2
	開館日数(概数) C	345	345	345	345	345
	1箇所1日あたりの利用延べ人数 D(A/B/C)	31	32	33	34	34
日本橋地域 (堀留町・浜町)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人数(人)A	37,838	39,184	41,216	44,566	44,429
	拠点数(カ所) B	2	2	2	2	2
	開館日数(概数) C	345	345	345	345	345
	1箇所1日あたりの利用延べ人数 D(A/B/C)	55	57	60	65	64
月島地域 (きらら中央・月島・晴海)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人数(人)A	53,406	56,618	59,922	63,040	61,807
	拠点数(カ所) B	3	3	3	3	3
	開館日数(概数) C	345	345	345	345	345
	1箇所1日あたりの利用延べ人数 D(A/B/C)	52	55	58	61	60

※開館日数:365-6(年末年始)-14(祝日)=345日

10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

事業概要

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できないとき、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。生後7ヵ月～小学校3年生を対象に実施します。

確保方策の考え方

年間開業日数及び定員数から、受入最大枠が京橋地域では1,500人日、日本橋地域では940人日、月島地域では1,410人日と設定し、対応可能な体制を確保します。

なお、月島地域については、量の見込みが受入最大枠を超え、1日あたりの利用延べ人数が定員を超える数値となっていますが、実績からみると、現行の受入体制でも十分対応できる状況です。また、地域間での対応により、受入枠に余裕のある京橋地域（聖路加ナーサリー）での受入れも可能なため、経年の状況をみながら、必要に応じて計画の中間年で見直すこととします。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

年間利用希望延べ人日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域	456	488	522	544	560
日本橋地域	593	643	701	759	772
月島地域	1,477	1,544	1,615	1,683	1,672

<確保方策>

開業日数は過去の実績に基づき設定

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
京橋地域 (聖路加ナーサリー)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人日 A	456	488	522	544	560
	受入最大枠(人日) :定員1日6名×開業日数(概数)250日	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	1日あたりの利用延べ人数B (A/250日)	1.8	2.0	2.1	2.2	2.2
	1日あたり定員	6	6	6	6	6
日本橋地域 (さわやか保育園・日本橋浜町)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人日 A	593	643	701	759	772
	受入最大枠(人日) :定員1日4名×開業日数(概数)235日	940	940	940	940	940
	1日あたりの利用延べ人数B (A/235日)	2.5	2.7	3.0	3.2	3.3
	1日あたり定員	4	4	4	4	4
月島地域 (小森小児科)	量の見込み再掲:年間利用希望延べ人日 A	1,477	1,544	1,615	1,683	1,672
	受入最大枠(人日) :定員1日6名×開業日数(概数)235日	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410
	1日あたりの利用延べ人数B (A/235日)	6.3	6.6	6.9	7.2	7.1
	1日あたり定員	6	6	6	6	6

11) 妊婦健康診査

事業概要

母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回：国基準）及び超音波検査の費用の一部等を助成します。

確保方策の考え方

聖路加国際病院ほか妊婦健康診査実施医療機関に委託して、必要な妊婦健康診査を実施します。

事業の量の見込みと確保方策

<量の見込み>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊婦健診受診件数 (件)	1回目	1,792	1,880	1,982	1,918	1,893
	2～14回目 (延べ件数)	17,104	17,945	18,915	18,306	18,065

<確保方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施体制	1 実施場所 ① 聖路加国際病院ほか区内10医療機関 ② 区外妊婦健康診査実施医療機関 2 検査項目 ① 1回目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、血液検査、血液型（ABO型、Rh(D)型）、貧血、血糖、不規則抗体、梅毒（梅毒血清反応検査） B型肝炎（HBs抗原検査）、風疹（風疹抗体価検査） ② 2回目～14回目 【毎回】 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 【週数等に応じ、各回1項目】 クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、貧血、血糖、B群溶連菌、NST（ノン・ストレス・テスト）、超音波検査				

(6) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

①教育・保育の一体的提供の考え方

現在、中央区には区立の保育所型認定こども園が2カ所、私立の地方裁量型認定こども園が1カ所あり、各施設において教育・保育の一体的提供を展開しています。

一方、区立幼稚園については、その多くが区立小学校に併設されており、今後5カ年の学校教育・保育の量の見込みは増加傾向にあることから、小学校の増改築に合わせた保育室の確保や、小学校の余裕教室を幼稚園の保育室に転用する等の対応を取っています。さらに、年齢進行により今後学齢期を迎える児童の増加が予想されるため、小学校の増改築により教室数を確保する対応を進めています。このような状況から、既存施設の改修により長時間保育の保育室等を確保してこども園化を図ることは難しく、本区においては施設面における教育・保育の一体的提供は困難な状況にあるのが現状です。

そのため、5カ年の確保方策において示したように、増加する量の見込みに対しては認可保育所の整備、地域型保育事業の導入等により対応していきます。

また、幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関しては、ソフト面での充実を図ることとし、取り組みを推進していきます。

保育所、幼稚園、小学校合同の連絡会や研修会を通じて教員、保育士が交流・連携し、その成果をそれぞれの現場での実践に生かすことにより、就学前の子どもに対する教育の質の確保・充実や小学校への円滑な接続を図るなど、下表②に掲げる事業を実施していきます。

②教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

施策名	内容
保育所・認定こども園・幼稚園における交流と連携の推進	<p>保育所と幼稚園がそれぞれ良いところを活かし、就学前の子どもに対する保育と教育の充実や小学校への円滑な接続を図るため、保育所（区立・私立認可、認定こども園、認証保育所）、幼稚園、小学校合同の連絡会や研修会を実施し、教員、保育士の資質向上を図るとともに、幼児・児童及び教員・保育士の交流・連携を推進します。</p> <p>○保・幼・小連絡会 年2回開催</p> <p>○地域別合同研修会 京橋・日本橋・月島の各地域 年1回開催</p>
保護者向けリーフレットの配布・活用	<p>保育・教育内容の均等化を図るとともに、家庭での子育ての一助となるよう、保護者向けリーフレット「幼児のよりよい育ちをめざして」を作成し、各保育所・認定こども園・幼稚園を通じて各保護者に配布し、家庭生活での子育てに関する理解や協力を促します。</p>
幼稚園における預かり保育の実施 (再掲:P46参照)	<p>通院・看護やPTA活動、また、パートタイムや自営業等で保育時間の延長を希望する保護者のニーズに応えるため、京橋・日本橋・月島地域の各1園において、預かり保育を実施します。</p> <p>○実施園 明石幼稚園、有馬幼稚園、月島第一幼稚園（平成27年度以降明正幼稚園実施予定）</p>

素案

【参考：幼稚園教育要領と保育所保育指針の比較】

幼稚園教育要領		保育所保育指針	
総 則	「第1 幼稚園教育の基本」より 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第二十二条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。	総 則	「2 保育所の役割」より (一)保育所は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であればならない。
「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成			
健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人とかかわる力を養う。	人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れて行こうとする力を養う。
言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。	言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

※ 保育所においては上記の5領域に加え、「養護」「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育内容を、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開する。

5. 子ども・子育て支援に関連する施策の取り組み

(1) 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

国の基本指針において、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要である旨が示されています。

中央区では、平成25年4月の保育所入所申込みにおいて、1歳児の保育所申込者数のうち約34%しか入所できず、一方で0歳児クラスには空きがある状況が見られました。このため、0歳児の方が入りやすいという認識を持った方、育児休業を早目に切り上げてでも入りやすい0歳児のうちに申し込んだ方が良いという判断をした方が多いと見込まれたため、平成26年4月入所では0歳児の申込みが増加しました。結果として、0歳児の待機児童が前年より増えたこともあり、予定どおり育児休業を満了できずに早期の入所申込みをせざるを得ない状況は、改善すべき課題として取り組んでいく必要があります。

そこで、育児休業取得後でもできる限り入所しやすくなるよう、新規で整備する認可保育所において、以下のとおり1歳児クラスからの定員を確保する施策を実施していきます。

- ① 平成26年度（実績）
 - ・平成26年4月開設の認可保育所6園にて、0歳児の定員を設けず、1歳児クラスからの定員を確保
- ② 平成27年度（予定）
 - ・平成26年10月開設予定の認可保育所2園及び平成27年度新規開設の認可保育所において、定員の空きが出る5歳児クラスの枠を活用して、1年間に限り1歳児の保育を実施
 - ・園によっては、平成26年度と同じく0歳児の定員を設けず、1歳児クラスからの定員確保を検討

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

1) 児童虐待防止対策

施策の方向性

区では、児童虐待の早期発見・早期対応のために「子どもほっとライン」を設置するとともに、区民や関係機関に対して、児童虐待防止に向けたパンフレットやリーフレットを配布するなど、児童虐待防止に向けた普及啓発に取り組んできました。これらのPRをさらに強化していきます。また、平成19(2007)年度には、「児童虐待防止関係機関情報ネットワーク」をより迅速かつきめ細やかな支援を行うため「要保護児童対策地域協議会」に発展的に改組しました。今後は、児童虐待の根絶を目指し、さらに地域や関係機関との連携を強化していきます。

また、児童虐待を未然に防ぐための取組として、保護者の育児負担や育児不安を解消することも必要です。そのため、保護者同士が気軽に集ったり、子育ての悩みを相談することのできる場の提供や子育てグループの育成に取り組むなどの継続的な支援やこれらのサービスを利用していない保護者に対するはたらきかけについても検討していきます。

施策

施策名	内容
子ども家庭支援センターを核としたネットワークの充実 (P50図参照)	子ども家庭支援センターを核とし、児童相談所、民生・児童委員、ボランティア団体など関係機関と連携を図りながら、子どもと家庭を支援する総合的なネットワークづくりの充実を図ります。 児童虐待防止キャンペーンの実施など普及啓発活動を積極的に行い、児童虐待防止に向けた意識の向上に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において、地域全体で子どもを見守るという視点で関係機関の連携をさらに強化し、地域の子育てネットワークを推進します。

素案

2) ひとり親家庭の自立支援の推進

施策の方向性

ひとり親家庭では、相談する相手が身近にいない、ひとりで生計を担うことへの将来の不安が大きい、病気時に看護する人がいない等の厳しい状況に加え、子育てと生計の維持という二重の負担から生活面や子どもの養育等において様々な悩みを抱えています。

また、ひとり親家庭実態調査では、就労状況はパート・アルバイトが 26.9%、派遣・契約社員は 14.5%で、非正規雇用の割合が4割以上という結果でした。また、希望する就労支援として「技能講習・職業訓練の受講に対する経済的援助の充実」を挙げた人が 35.8%いました。

そのため、区では、日常生活における諸問題について相談を受ける体制やリフレッシュのための支援を継続していくとともに、就業支援策等経済的に自立していくための支援を推進します。

また、国においては、平成26年10月1日付けで「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援が拡充されるため、本区においても関連する規程を整備し、父子家庭に対する支援を行います。

施策

施策名	内容
母子・父子福祉資金（仮称）の貸付	母子家庭及び父子家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けます。
自立支援教育訓練給付金	区が指定する教育訓練講座を受講し修了した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、経費の一部を助成し、主体的な能力開発を支援します。
高等技能訓練促進費（「高等職業訓練促進給付金」に名称変更予定）	看護師や介護福祉士などの国家資格取得のため2年以上要請機関を修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、高等技能訓練促進費を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を支援します。
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育修了前の子どものいるひとり親家庭に対して、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣します。
母子・父子自立支援プログラム（仮称）	児童扶養手当受給者の経済的自立を図るため、公共職業安定所と連携し、就労支援を行います。
ひとり親家庭休養ホーム	ひとり親家庭の休養とレクリエーションにふさわしい施設を指定し、ひとり親家庭の親子が、指定施設を無料又は低額な料金で利用できるよう助成を行います。

3) 障害児施策の取組

施策の方向性

①拠点整備と支援体制の構築

平成26年1月に我が国も批准した障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別（「合理的配慮」の否定を含む。）の禁止や障害者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の促進等が定められています。

障害児の地域社会への参加・包容を推進するためには、障害者福祉サービスの支援だけでなく保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の支援とあわせて、教育とも連携をさらに深めた上で、より総合的な形での支援を実践していくことが重要となります。

また、障害の早期発見・早期支援の観点から保健所・保健センターで実施する乳幼児健診事業との連携も重要となります。

障害児支援は個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要であるという認識に立ち、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うことができる体制を作っていく必要があります。

このため、地域の障害児支援の中核的な拠点となる子ども発達支援センター（仮称）を整備し、相談支援機能を強化するとともに、保健、福祉（障害者福祉、保育）、教育が連携して、障害の早期発見・早期支援に努めて、障害児が地域で安心して学び成長していけるようライフステージに応じた切れ目の無い一貫とした支援体制を構築していきます。

施策

施策名	内容
発達促進保育	心身に障害を有する乳幼児で、集団保育が可能な障害児を対象に、保育所において発達促進保育を行います。
幼稚園・保育所への巡回相談・指導	教育センター所属の専任教育相談員が定期的に巡回し、在園児の発達相談・指導を行います。
子ども発達支援センター（仮称）の整備	障害児およびその疑いのある子どもが、地域で安心して学び成長していけるよう、就学前、学齢期及び将来の社会生活までのライフステージに応じた切れ目の無い一貫とした支援を実施するため、子どもの障害や育ちに関する総合相談と療育の拠点となる「子ども発達支援センター（仮称）」を整備し、保健・福祉・教育が連携した支援体制を構築します。

素案

②特別支援教育の推進

近年、障害の多様化が進んでおり、通常の学級に在籍する LD（学習障害）や AD/HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害のある児童・生徒への適切な教育的支援が課題とされています。現在、中央区では、固定の特別支援学級（知的障害）を小学校 2 校、中学校 1 校に設置し、通級による指導を行う通級指導学級（情緒障害等）を小学校 3 校、中学校 1 校に設置しています。また、平成 27 年には、ことばやきこえの面で児童を支援する通級指導学級（言語障害・難聴）を小学校 1 校に設置します。

平成 19 年 4 月、一部改正された学校教育法が施行され、特別支援教育がスタートしました。発達障害も含めて、特別な支援を必要とするすべての児童・生徒が、一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮し、社会において自立・参加できるように、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導および必要な支援を行っていくことが求められています。

また、特別支援教育を推進していくうえで、障害のある子どもとその保護者に限ることなく、すべての児童・生徒やその保護者、学校の教職員、関係機関、さらには地域全体が、障害や特別支援教育について、正しい理解と認識を深めることが必要不可欠です。そのため、医療・保健・福祉・教育・労働等関係機関が緊密な連携を図り、生涯学習や交流、共同学習等を通じて、障害に対する理解啓発や協力できる体制を確立します。

施 策

施策名	内 容
特別な支援を必要とする児童・生徒への支援	高機能自閉症や LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥／多動性障害）など、通常の学級に在籍しながら一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、専門家による支援を行います。また、特別支援学校に就学している児童・生徒と区立小中学校に就学している児童・生徒が交流活動を行う副籍制度を実施し、相互理解を推進します。
職員研修の充実	特別支援教育を推進するために、特別支援教育や特別支援教育コーディネーター研修の実施により、継続して教員等の専門性の向上を図ります。
障害や特別支援教育の理解啓発の推進	特別支援教育を推進していくため、保護者を始め、地域全体に障害や特別支援教育に対する正しい理解啓発を推進します。
特別支援教育における環境整備	特別支援教育における教育内容を充実させ、継続的な支援を行っていくために、関係機関の連携を図り、個別指導計画や個別の教育支援計画の充実を図ります。
個に応じた支援の充実	保護者と共通理解を図りながら個別指導計画および個別の教育支援計画を作成するとともに、一人ひとりの能力を伸ばせるよう常に見直しを進めることで、個に応じた支援の充実を図ります。
教員の資質向上	国・東京都の動向や新しい教育課題に留意しながら、職層・指定・選択研修等を充実させ、また、必要な支援への気づきや関係機関との連携の手立て等についての手引きを作成し、特別支援教育について教員の資質向上を図ります。

素案

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた支援施策との連携

施策の方向性

保育所整備や延長保育、一時預かり保育といった、保護者が就労等により家庭で保育できない場合の子育て支援施策を進めていくのと同時に、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。

子ども・子育て支援法に基づく基本方針においても、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があることが示されています。

ワーク・ライフ・バランスについて企業の理解を進めるためには、個人生活の充実だけでなく、多様な人材を確保することによって、企業の活性化にもつながることをさまざまな機会を通じて啓発していく必要があります。

仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報、啓発を行うとともに、企業に対するコンサルタント派遣、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認定などの業務を推進していきます。

施策

施策名	内容
ワーク・ライフ・バランス講演会等の実施	商工会議所等と連携し、区民や企業に対してワーク・ライフ・バランスに関する講演会やセミナーを開催し、啓発を行います。
ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットの発行	区民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発のため、パンフレット作成や配付を行います。
企業に対するコンサルタント派遣	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業、または、さらに取り組みを向上させたい企業に対し、コンサルタントを派遣し支援します。
ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業を認定し、その取り組みを広く紹介することにより、企業に対する普及啓発を図ります。
男女共同参画講座（男性対象）の充実	男性が家事・子育てに参画するための意識啓発やきっかけづくりのため、男性を対象とした男女共同参画講座を実施し、知識や技術の習得を支援します。

6. 計画の推進

(1) 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、中央区子ども・子育て会議を定期的を開催し、その結果を公表します。

計画開始後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと大きく乖離している場合には、確保方策の修正が必要となります。支給認定の状況を踏まえ、必要な場合には、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

(2) 評価指標

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要です。

子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要であり、このような取り組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれます。計画策定と同時に評価指標の設定についても検討していきます。